

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

要 求 書

平成27年4月16日

福島県双葉郡

浪江町議会議長 小黒敬三

要 求 の 趣 旨

我々浪江町議会は、原発事故による避難以降、原発事故の収束、復興、除染、賠償見直し、医療健康問題など関係機関のご支援のもと、復興、再生と町民の生活再建のために全力を挙げて取り組んでいるところです。

これまで国が「福島復興の加速に向けて」の方向性や、中間指針第四次追補など一定の見直しをなされたことは、被災者並びに被災自治体の強い要望に応えたものと考えます。

しかしながら、「原子力災害による長期避難」から4年を経過し、住民の生活や将来への不安は深まるばかりです。

このような状況の中、東京電力株式会社が原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を四度に亘り拒否していることは、「新・総合特別事業計画」において「東電と被害者との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADRの和解案を尊重する」と自ら宣言したことにも反しており、その不当な対応は断じて容認できません。

東京電力株式会社が被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、当該損害の迅速・確実な賠償と被災者の心情にも配慮した誠実な対応をするよう強く求めます。

要 求 事 項

1. 就労不能損害の継続

平成27年2月末で終了としているが、避難が継続している現状に鑑み、新しい生活に移行出来ないのが実態である。よって、指針の通り避難が継続する限り就労不能損害賠償を継続すること。

2. 営業損害賠償打ち切り素案の撤回

国、東電は原発事故の被害を直視し、営業損害賠償打ち切り素案を撤回し、指針のとおり従来と同等の営業活動を営むことが可能となる日まで賠償を継続すること。

3. 避難している全ての町民に故郷喪失慰謝料を支払うこと

第四次追補は、「故郷喪失慰謝料700万円」について帰還困難区域に限定したことや、原発立地町とそれ以外の自治体間格差により避難町民の間で確執が生じている。「原子力災害による長期避難」の実態を踏まえ、帰還困難区域以外も対象にし、格差を無くすこと。

4. 原子力損害賠償紛争解決センター和解案の受け入れ

浪江町民等の集団申立て案件に係る原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を受け入れること。

5. 精神的損害の基準の明確化と項目追加

中間指針では、生活費増加分と精神的損害を合わせて月10万円としているが、生活費増加分と被災・避難の実態に見合った精神的損害の増額を図ること。原発事故に伴って生じたその他の精神的損害についても追加すること。

また、国が目標とする1msv/年に達するまでや避難が継続している間は、精神的損害の賠償を継続すること。

6. 財物（土地・建物等）に対する損害賠償

住居確保損害の賠償が始まったが、個人によっては再調達価格に及ばない。生活再建ができる財物賠償の確保を求める。